

2018年8月18日  
No. 0058  
働くルールの確立で  
人間性の回復を

# 明治乳業争議団 ニュース

発行先 明治乳業争議団  
〒272-0015  
千葉県市川市鬼高2-6-2  
☎・Fax 047-332-5698  
E-mail mjnyu88sgd@wing.ocn.ne.jp  
HP 明治乳業争議団 ⇒ 検索

## 一人権守られぬ明治には「食の安全・安心」も守られない 懲りない 企業体質の告発・包囲に総力



昨年1月の中労委命令は、このように長期化し、深刻化した紛争を早期に解決することを目指す。付言「と解決への道筋を強く提起しました。付言」を重く受け止めた東京地裁も二度に及んで和解を勧告。しかし、頑なに拒否する。付言「と解決への道筋を強く提起しました。付言」を重く受け止めた東京地裁も二度に及んで和解を勧告。しかし、頑なに拒否する。付言「と解決への道筋を強く提起しました。付言」を重く受け止めた東京地裁も二度に及んで和解を勧告。しかし、頑なに拒否する。

国会で追及した山を鮮明にしました。は、食の安全も守られぬ明治に権守られぬ明治に者で成功させ、大を会場溢れる参加9院内決起集会「共闘会議」7・11

明治が東京オリ、パラ組織委員会とゴールド。パートナー契約を結び、乳製品・菓子の提供を、組織委員会に

### オリ・パラ組織委 に情報提供の継続

明治の企業体質を正確に把握したうえで判断すること。②現状のままでは明治からの食料調達を明かにし、改善措置として争議解決に向け「是正勧告」を行うことの二点です。私達は、11月の地裁判決を視野に異常企業体質の告発・包囲に総力を結集し、必ず解決局面を切り拓く決意で奮闘します。

### 院内集会 で総決起!

食牛乳異臭事件」や、高力カオチヨ

添拓参議員の特別発言や、畑野君枝衆議員、タッセー(ジ)、そして、全労連を始め明治争議を長期に支援する諸団体から連帯発言。さらに、異常企業体質を特集する月刊誌「ZAI T E N」記者の発言など、告発・包囲運動をさらに強化する大きな結節点となりました。

情報提供と要請を継続中(6回実施)です。組織委員会には調達基準として「労働者の諸権利が法令に照らし確保されている物品」を求めている。さらには、ILOと覚書を締結し国際労働基準の尊重を関係企業に求めています。私たちの要請は、①調達コード」に基づき明治の企業体質を正確に把握したうえで判断すること。



近鉄新田辺駅宣伝  
今回は、  
(株)明治 京都工場前  
9月11日(火)  
午前7時30分~

### ●京都争議団宣伝行動



日本国民救援会福岡県本部の支援、みずほ銀行福岡支店宣伝。  
今回は、  
JR博多駅北口  
8月25日(土)  
午後5時~

### ●福岡争議団宣伝行動

株式会社明治(松田克也社長) 明治HD(川村和夫社長)へ 抗議の不買意思署名にご協力を!  
社長が替わりました。改めて新社長宛の署名を取り組んでいきます。  
東京地裁からの「和解勧告」を拒否。学校給食牛乳の「異臭」事件は、酪農家の飼育環境、子どもたちの「敏感性」に原因だとする隠ぺいを貫き通しています。  
不祥事36件の反省が一欠片も見えない明治に、抗議の不買意思を伝える署名を取り組んでいます。明治HDに直接FAX(03-3273-4010)を、又は争議団事務所までお送り下さい。署名用紙は、争議団ホームページからダウンロードできます。

●東京地評争議支援総行動  
(株)明治本社(京橋エドグラン前)  
メトロ銀座線・京橋駅 7番出口  
9月20日(木) 9時~



### 今後の日程 ご参加ご支援よろしくお願いします

- 第35次 座り込み行動 (株)明治(京橋エドグラン) 9月25日(火) 17時~18時
- 第36次 座り込み行動 10月22日(月) 12時~13時
- 第37次 座り込み行動 11月19日(月) 12時~13時



### ■全国9事業所32名行政訴訟

●東京地裁「結審」・判決  
第7回口頭弁論(7月5日)、結審・判決の訴訟指揮を受ける。  
判決日 11月29日(木)  
13時10分 527号法廷

※上記各行動へのご支援をお願いします。

# 証人採用の判断を示さず結審

明乳争議の地裁における進行は、「主文・棄却」の不当な中労委命令の取り消しを確実なものとするために、原告らは4証人を申請し立証計画書及び証拠提出書を提出して証人採用を強く求める意見書を提出。一方、中労委及び会社は「十分に審査は尽くされている」とした意見書」を提出した。提出された書面を確認した春名裁判長は、第7回口頭弁論（7月5日）において証人の採否については一言も触れずに「結審」を宣告し、判決日を11月29日としました。中労委は、会社が関与して職制らにインフォーマル組織を結成させ、不当な組合介入した事実を認定した上で、昭和55年頃までに生じていた有意な職分格差（その帰結としての賃金格差）は「紛れもない事実」と「付言」に記載して双方による話し合い解決を求めました。しかし、法的に認められる申立て年度（5年度）において、新たな格差が生じていない」などとする意図的とも言える誤認判断を根拠に不当労働行為の申立てを棄却した不当な命令は決して許されません。地裁において証人採用されなかったことは非常に残念ですが、地裁としての和解案すら拒否する不誠実な会社には、中労委の事実認定や付言に記載の内容を踏まえた上での地裁における不当労働行為の事実認定を勝ち取って突き付けるしか解決方法はないと思っています。争議団と支援共闘は、原告らが毎月行っている「土申書」を添えた訴えと、「株」明治の異常な企業体質及び経営姿勢を告発する要請に加え、全国の支援団体の要請行動も視野に入れた書記官要請を強めて行きたいと思っています。ご支援・ご協力をお願いします。



**生産阻害者」として差別と排除を  
労使「一体で合意、協定締結の異常性  
合意協定の締結事実」**

▼石川労組委員長が 会社のい  
う生産阻害者とは、共産黨員、  
民青加入者などで・・・平常に  
おいて円満な労使関係の樹立を  
妨げたりするもの・・・を言  
いますとの声明を発表して生産  
阻害者の排除を確認した 労使  
確認書。

▼合同委員会答申書（S43年）  
「新職分制度、第6項（一般昇  
格者は原則として定年までに監  
督職に昇格させる。・・・但し、  
原則）以外の者 精神薄弱及  
び生産阻害者など）・・・は監  
督職に昇格させない」ことを定  
めた。

▼職分給の変更（S44年）「各  
職分に初級と上級を設定ししか  
し、生産阻害者、職場秩序破壊  
者は上級職への変更は行わない  
ことを合意。

▼特別昇給額の設定（S59年）  
「生産阻害者には、真面目に  
働くものと同等の賃金を支払う  
訳にはいかない。」等々信じら  
れないような「合意事項」を取  
り決めている。

昭和40～50年代当時の労使は、  
生産阻害者及び企業秩序破壊者  
を排除し、昇格させない方針を  
実行してきた。この合意内容は  
申立人らが退職するまで変更さ  
れることはなかったのです。当  
時の島村靖三社長（昭和56年か  
ら）は日経連の常任理事 昭和  
68年から）を務め、中山悠氏は  
労組委員長を歴任した後に社長  
会長・名誉顧問となった。また  
川村和夫氏（株）明治社長  
現HD社長）は昭和61年度の明  
乳労組書記長で、平成元年（同  
3年まで明乳労組委員長を歴任  
した人物であり、明治HD専務  
取締役の塩崎浩一郎氏は書記次  
長（S61年）であった。明乳労  
組は市川工場事件（昭和60年都  
労委申立て）以降も、組合員  
（申立人）らの活動を敵視し、  
退職するまで差別の対象として  
扱い続けたのです。

# 今こそ多角的 全面的会社包囲を



## 不祥事続出の明治に 五輪・パラ食材調達資格はない

会社 明治よ！判決を待たずともなく、自らの非を認め争議解決を決断せよ」と、争議団と支援共闘会議は会社包囲の運動を強めています。ことに判決までの3ヶ月余、多面的・全面的に可能なあらゆる運動に挑戦しています。

争議団と支援共闘会議は、(株)明治が東京五輪・パラ組織委員会とゴールドパートナー契約を結び、選手らに乳製品や菓子の提供を目標していることに関して、同組織委員会に要請と情報提供を続けています。食材提供には「食の安全」確保とあわせて事業者の労働安全や人権尊重などで健全な企業でなければなりません。この基準に照らして明治の企業体質が適合するのかが厳しく問われてい

ます。すでに昨年12月より5回にわたり要請しており、明治の不祥事続出などを正確に把握し

て判断されたい、▼労働争議などがない健全企業であるべきなどを訴えています。

## IOCC・ILOにも要請

この件に関しては、IOCC 国際五輪委員会）バツハ会長宛てに手紙にて要請。同時にJOC（日本五輪委員会）にも参考までに届けています。

一方、組織委員会がILO 国際労働機関）と人権擁護などに関して「覚書」を結んだことをうけて、食品一般ユニオンはILO駐日事務所を訪れ明治の人権否定の実態と、労働争議の件でILO申立て中の事件を抱えている企業であることを情報提供。ILOの側面からも要請を強めています。食の安全を守り労働争議を解決することが、明治が五輪パートナーになる前提条件なのです。

## 明治HD株主総会で発言追及 事前質問書 会場前宣伝も

明治HD今年度株主総会には争議団員や支援者などが株主有志の連名で事前質問書を提出。▼経営姿勢、▼連続する不祥事、▼長期争議解決などに回答を求めました。

## その他にも

会場では、小関团长が売り上げ低下の問題、争議解決について質問。社長に「一言を」などと詰め寄りました。当日朝、会場前宣伝で参加者に訴えもしました。



月例の京橋エドグラン前座り込みと会社要請を継続、8月からは本社ビルを一周する宣伝も実施。役員宅への要請、7月から島村靖三元社長宅にも要請するなど幅を広げています。また再度の国会質問も計画。原告が活動する明治工場周辺や街頭で、誰もができるエンドレステープによる宣伝も準備中です。

## ILO申立てに 日本政府と明治が反論

明治は、労働争議の解決に際しては、労働者側と経営者側とが対等に話し合い、互いに譲歩し、争議を解決するべきである。明治は、労働争議の解決に際しては、労働者側と経営者側とが対等に話し合い、互いに譲歩し、争議を解決するべきである。明治は、労働争議の解決に際しては、労働者側と経営者側とが対等に話し合い、互いに譲歩し、争議を解決するべきである。